

## CLTを核とした木材活用宣言

我が国の森林は、戦後造成された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、この森林資源を活かすための木材需要の拡大策として、CLTに大きな期待が寄せられています。また、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」において、企業に対する環境への配慮や持続可能な社会的責任が高まるなど、循環利用が可能な資源である国産木材を取り巻く環境は大きく変化してきています。

CLTは、これまで木材があまり使用されることがなかった中・大規模建築物への利用が可能な資材であり、建築物を木造化・木質化する中で様々な木質資材の利用拡大にも波及することが見込まれています。

CLTの中・大規模建築物への利用の拡大にあたっては、技術研究の加速化と併せて、実際の建築事例を積み重ねていく中で、設計や施工に関する様々な技術とノウハウを蓄積してより一層のコストダウンを図るとともに、CLT建築に関わる人材育成や木材利用に関する施主の理解醸成を進めていくことが必要です。

国においては、CLT建築に関する告示が相次いで施行されるとともに、技術的知見の蓄積による基準の合理化が図られCLT建築に取り組みやすい環境の整備が進められています。さらに令和3年6月には、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、その対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大されました。

CLTを活用した建築物は、全都道府県で整備されるなど、取組は着実に前進しており、この機を逃すことなく、CLTを核に木材の需要拡大を加速化させるためには、公共施設において率先利用を進めるとともに、民間施設におけるモデル的なCLT建築物整備への支援や技術者の育成を行うことなどが必要となっています。

私たちCLT首長連合は、CLTを核とした木材の活用により都市部を中心に建築物の木造化・木質化を進めて国産材の飛躍的な需要拡大に繋げ、その木材供給を通じた林業・木材産業の活性化により地方創生を図る好循環の仕組みを日本全国に拡大していくため、以下の取組を強力に推進していくことを宣言します。

- 1 自らが整備(建築)する施設において、CLTをはじめとした木材の活用に努めます。
- 2 CLTを核とした木材の活用を促進するため、管内の民間事業者等に対し「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく建築物木材利用促進協定や、国及び地方公共団体の助成制度、新たな技術に関する情報提供を行うなど、木材を活用したモデル的な施設が整備されるよう積極的に支援します。
- 3 民間事業者等に対して、CLTをはじめとした木材の活用を推奨します。
- 4 中・大規模建築物等にCLTをはじめとした木材を活用できる建築士等の育成や、民間事業者等へ木の良さや木を使うことの意義に関する理解の醸成につながる情報提供に努めます。